



長野県報

2月19日(木)
平成16年
(2004年)
第1534号

目次

告示

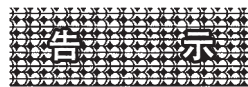
生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関の指定(厚生課)	1
生活保護法に基づき指定を受けた介護機関の業務の廃止(厚生課)	2
社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱(昭和52年長野県告示第460号)の一部改正(青少年家庭課)	3
救急診療所の認定(医務課)	3
長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定(環境自然保護課)	4
都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)	8
道路の区域変更(2件)(道路維持課)	8
道路の供用開始(道路維持課)	9
電線共同溝を整備すべき道路の指定(2件)(道路維持課)	9

公告

知事表彰(広報広聴チーム)	10
一般競争入札(5件)(医務課県立病院室)	10
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	13
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課)	14
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業振興課)	14
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農村整備課)	14
土地改良区の役員の就任及び退任(土地改良課)	15
一般競争入札(企業局総務課)	15
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止(水道課)	16

訓令

長野県人権施策推進協議会設置規程(人権尊重推進課)	16
---------------------------------	----



長野県告示第74号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	医療法人共和会	上田市大字中野29番地2	ヘルパーステーション塩田	上田市大字中野29番地2	平成16年2月1日
訪問看護	須澤大知	南安曇郡穂高町穂高617番地	須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成16年1月1日
居宅療養管理指導	須澤大知	南安曇郡穂高町穂高617番地	須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成16年1月1日
通所介護	山一建設株式会社	木曾郡上松町小川12272番地	デイサービスあい愛	木曾郡上松町小川2050番地5	平成16年2月1日
	特定非営利活動法人宅老所花・HANA	北安曇郡松川村5721番地1269	宅老所花・HANA	北安曇郡松川村5721番地1269	〃
	特定非営利活動法人あすなる元気かい	松本市清水1丁目4番7号	NPO法人あすなる元気かい	松本市清水1丁目4番7号	平成16年1月1日
	特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ	岡谷市長地権現町4丁目1番30号	特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ宅老所モモちゃん	岡谷市253番地5	平成16年2月1日
	社会福祉法人みなみ信州	飯田市鼎中平2009番地5	デイサービスセンターあぐりかなえ	飯田市鼎中平2009番地5	〃
特定非営利活動法人ぬくもりの家	大町市大町5700番地63	特定非営利活動法人ぬくもりの家	大町市大町5700番地63	〃	
通所リハビリテーション	社会福祉法人国際保健支援会	松本市筑摩3丁目15番31号	介護老人保健施設つかまの里	松本市筑摩3丁目15番31号	平成16年2月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人平成会	塩尻市宗賀1310番地3	指定介護老人福祉施設さわらび	岡谷市西山1723番地101	平成16年2月1日
短期入所療養介護	須澤大知	南安曇郡穂高町穂高617番地	須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成16年1月1日
	社会福祉法人国際保健支援会	松本市筑摩3丁目15番31号	介護老人保健施設つかまの里	松本市筑摩3丁目15番31号	平成16年2月1日
福祉用具貸与	株式会社日本アビリティーズ社	東京都渋谷区代々木4丁目31番6号	株式会社日本アビリティーズ社松本営業所	松本市庄内3丁目3番12号	平成16年2月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人グループかけはし	飯田市上郷黒田2763番地1	グループかけはし居宅介護支援事業所	飯田市上郷黒田2763番地1	平成16年2月1日

3 施設介護事業者

施設の種類	名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設	介護老人保健施設つかまの里	松本市筑摩3丁目15番31号	平成16年2月1日
介護療養型医療施設	須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成16年1月1日

厚生課

長野県告示第75号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問看護	須澤彰彦	南安曇郡穂高町穂高617番地	須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成15年12月31日
居宅療養管理指導	須澤彰彦	南安曇郡穂高町穂高617番地	須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成15年12月31日
通所介護	医療法人龍川会	飯田市本町4丁目5番地	医療法人龍川会僊永堂醫院通所介護	飯田市今宮町4丁目68番地1	平成15年12月31日
短期入所療養介護	須澤彰彦	南安曇郡穂高町穂高617番地	須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成15年12月31日

2 施設介護事業者

施設の種類の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
介護療養型医療施設	須澤彰彦	南安曇郡穂高町穂高617番地	須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成15年12月31日

厚生課

長野県告示第76号

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱（昭和52年長野県告示第460号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

第3の表中「3,200円」を「3,130円」に、「6,120円」を「6,000円」に改める。

第8第3項中「3月31日」を「翌年度の4月10日」に改める。

別表第1の保育所の項及び児童養護施設及び知的障害児施設の項中「保健婦、看護婦」を「看護師、保健師」に改め、同表の知的障害者援護施設の項を次のように改める。

知的障害者小規模通所授産施設	生活指導員及び作業指導員
知的障害者福祉工場	看護師、指導員及び栄養士

別表第1の乳児院の項中「看護婦」を「保育士、看護師、児童指導員」に改め、同表の肢体不自由児施設の項を削り、同表の母子生活支援施設の項中「保育士」を削り、同表の知的障害児通園施設の項中「児童指導員」の次に「職業指導員」を加え、同表の救護施設、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの項から授産施設の項までを次のように改める。

肢体不自由児施設	保育士、看護師、児童指導員、職業指導員、作業療法士、理学療法士、栄養士及び調理員
重症心身障害児施設	保育士、看護師、児童指導員、心理指導員、作業療法士、理学療法士、栄養士及び調理員
救護施設	看護師、寮母、生活指導員、栄養士及び調理員
養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（特	看護師、介護職員、生活指導員、栄養士及び調理員

定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く。）	
身体障害者小規模通所授産施設	生活指導員及び職業指導員
社会事業授産施設	作業指導員

青少年家庭課

長野県告示第77号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認定の有効期限
市瀬整形外科	飯田市川路4825	平成19年2月18日

医務課

長野県告示第78号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をします。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

1 指定希少野生動植物（植物・52種）

種 の 名 称	指 定 の 理 由
センジョウデンダ	亜高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤシャイノデ	山地帯の沢すじに生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
トヨグチウラボシ	亜高山帯に生育する日本唯一の産地のもので、園芸を目的とした採取圧により、個体数が既に著しく少なく、特に保護を図る必要があるため。
ウロコノキシノブ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
カザグルマ	里山に生育するもので、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
オキナグサ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ツクモグサ	高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
シラネアオイ	山地帯から亜高山帯にかけて生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
トガクシソウ	山地帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
エンピセンノウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、かつ、草刈り場の減少等により、その個体の生育地が著しく消滅しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤマシャクヤク	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ベニバナヤマシャクヤク	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
タデスミレ	里山に生育する長野県固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
サクラソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念されるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
シナノコザクラ	山地帯から亜高山帯にかけて生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。

	また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
コイワザクラ	山地帯の岩場に生育する日本固有種で、個体数が既に少なく、かつ、園芸を目的とした採取圧により個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
クモイコザクラ	亜高山帯から高山帯にかけて生育する日本固有種で、個体数が既に少なく、かつ、園芸を目的とした採取圧により個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
シラヒゲソウ	山地帯から亜高山帯にかけて生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高いため。
タヌキマメ	里山に生育するもので、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ハナノキ	里山に生育する日本固有種で、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ルリソウ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。
ツキヌキソウ	山地帯に生育する日本唯一の産地のもので、その自生地の一部が県の天然記念物に指定されているが、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ツツザキヤマジノギク	里山に生育する長野県固有種で、一部の市町村の天然記念物に指定されているが、開発行為及び川原の管理放棄により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
コマウスユキソウ	高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧及び踏みつけにより、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤマタバコ	里山に生育する日本固有種で、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ホソバノシバナ	里山に生育するもので、既に個体数が少なく、かつ、踏みつけ及び開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ヒメカイウ	山地帯から亜高山帯にかけて生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高いため。
ウラシマソウ	里山に生育する日本固有種で、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。
シライトソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
ミカワバイケイソウ	里山に生育する日本固有種で、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ササユリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ヤマユリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に

	<p>保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>
ハナゼキショウ	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。</p>
ヒメシャガ	<p>里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。</p>
コアツモリソウ	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。</p>
アツモリソウ	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>
ホテイアツモリ	<p>里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。</p>
キバナノアツモリソウ	<p>亜高山帯の草地に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。</p>
クマガイソウ	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>
サギソウ	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。</p>
イワチドリ	<p>里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。</p>
ミズチドリ	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。</p>
キンラン	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>
トキソウ	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。</p>
ヤクシマヒメアリドオシラン	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>
ヒメホテイラン	<p>亜高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。</p>
ホテイラン	<p>亜高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。</p>
サワラン	<p>山地帯から亜高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。</p>
キリガミネアサヒラン	<p>亜高山帯の湿原に生育するもので、その自生地の一部が国の天然記念物に指定されているが、踏みつけによる個体数の減少が懸念され、特に保護を図る必要があるため。</p>
カヤラン	<p>里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。</p>

	るため。
モミラン	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
ユウシュンラン	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。

2 特別指定希少野生動植物(植物・14種)

種 の 名 称	指 定 の 理 由
ヤシャイノデ	山地帯の沢すじに生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ウロコノキシノブ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ツクモグサ	高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
トガクシソウ	山地帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
タデスマレ	里山に生育する長野県固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
シナノコザクラ	山地帯から亜高山帯にかけて生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
コマウスユキソウ	高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧及び踏みつけにより、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
アツモリソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ホテイアツモリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
クマガイソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
イワチドリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
キンラン	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヒメホテイラン	亜高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
ホテイラン	亜高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。

長野県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 施工者の名称
三郷村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
三郷都市計画下水道事業 三郷村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年11月30日から
平成21年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

平成4年長野県告示第804号、平成10年長野県告示第20号、平成11年長野県告示第331号及び平成13年長野県告示第223号の事業地のうち三郷村大字明盛、大字小倉及び大字温地内において事業地を変更する。

下水道課

長野県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天竜公園阿智線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡阿智村伍和305番の2地先から 下伊那郡阿智村伍和285番の4地先まで	旧	7.0~46.0 m	0.2628 km
下伊那郡阿智村伍和305番の2地先から 下伊那郡阿智村春日1910番の1地先まで		12.0~46.0	1.8800
下伊那郡阿智村伍和305番の2地先から 下伊那郡阿智村伍和285番の4地先まで	新	7.0~46.0	0.2628
下伊那郡阿智村伍和305番の2地先から 下伊那郡阿智村春日3247番の1地先まで		8.6~46.0	2.4043

道路維持課

長野県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市大字平5345番の8地先から 大町市大字平6349番地先まで	旧	7.0~16.0 m	0.6385 km
同 上	新	16.0~20.6	0.6385

道路維持課

長野県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月5日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 路線名 飯田富山佐久間線
- (2) 供用を開始する区間

下伊那郡阿南町北条1871番の9地先から
下伊那郡阿南町北条2031番の4地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年2月19日

- 2 (1) 路線名 飯田富山佐久間線
- (2) 供用を開始する区間

下伊那郡阿南町北条2240番の5地先から
下伊那郡阿南町北条2360番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年2月19日

- 3 (1) 路線名 温田停車場早稲田線
- (2) 供用を開始する区間

下伊那郡阿南町北条1871番の9地先から
下伊那郡阿南町北条2031番の4地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年2月19日

- 4 (1) 路線名 温田停車場早稲田線
- (2) 供用を開始する区間

下伊那郡阿南町北条2240番の5地先から
下伊那郡阿南町北条2426番の4地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成16年2月19日

道路維持課

長野県告示第83号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫

道路の種類	路線名	区 間
県 道	茅野停車場 八子ヶ峰公園線	茅野市塚原一丁目3454番地先から 茅野市仲町3521番の1地先まで

道路維持課

長野県告示第84号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成16年2月19日

長野県知事 田 中 康 夫

道路の種類	路線名	区 間
県 道	三才大豆島 中御所線	長野市若里五丁目1709番の1地先から 長野市若里五丁目142番の1地先まで

道路維持課